

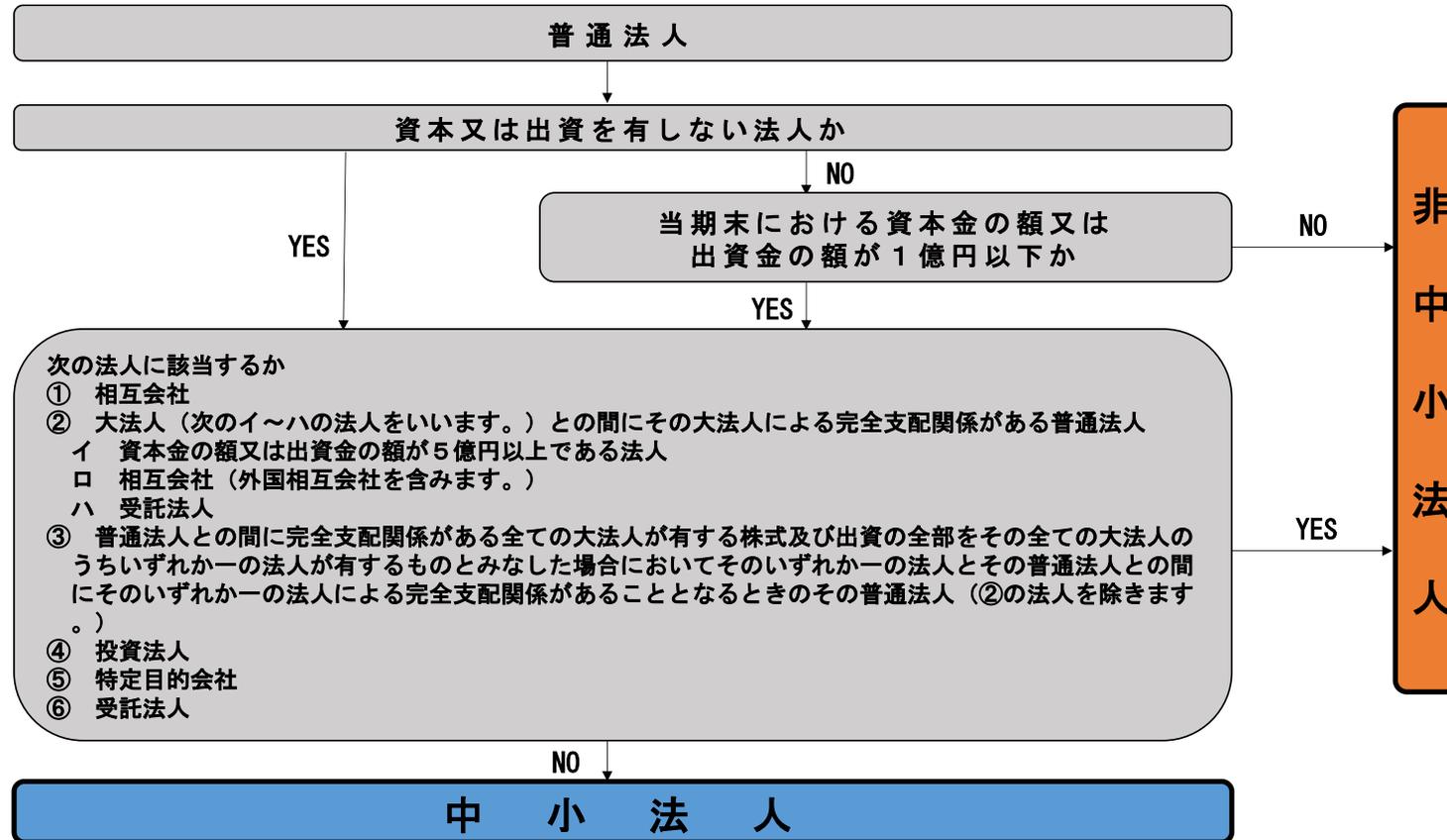
1 別表一における中小法人の判定

(1) 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、中小法人等(一定の普通法人(中小法人)、一般社団法人等(一定の特定労働者協同組合^(※)を除きます。)、人格のない社団等、公益法人等(一般社団法人等を除きます。))又は協同組合等)に対しては、軽減税率が適用されます(法66②③⑤)。

(※) 特定労働者協同組合のうち当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるものは、法人税率の軽減措置は適用できません。

⇒ 普通法人のうち軽減税率が適用される中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(2) 軽減税率の特例措置

中小法人等に対しては軽減税率の特例措置(所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率: 19%→15%)が適用されます。

ただし、適用除外事業者に該当する場合には、軽減税率の特例措置は適用されません(措置法42の3の2)。適用除外事業者の判定については、8ページを御参照ください。

8 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小企業向け租税特別措置の適用を受けようとする法人(以下「判定法人」といいます。)のその事業年度(以下「判定対象年度」といいます。)開始の日前3年以内に終了した各事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(次の①～⑤の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます(措置法42の4⑱八、措置法令27の4⑳～㉒)。

したがって、次の①～⑤の事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

① 判定法人の判定対象年度に係る各基準年度を還付所得事業年度とする欠損金の繰戻し還付の適用があったこと【3号】

② 判定法人が特定合併等^(※)に係る合併法人等に該当すること【4号】

(※) 特定合併等とは、合併等(合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継)のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日(以下「基準日」といいます。)から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます(措置法令27の4㉑一)。

③ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は人格のない社団等に該当していたこと【5号】

④ 判定法人が外国法人であること【6号】

⑤ 判定法人が基準日から判定対象事業年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと【旧4号】

⇒ 適用除外事業者に該当するかどうかは、9ページの「適用除外事業者の判定表」により判定することができます。

9 適用除外事業者の判定表

適用除外事業者の判定表				
設立の日の翌日以後3年を経過していない場合			非該当	
調整計算の要否		不要 ・ 要 <small>〔措置法令第27条の4第18項第()号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号〕</small>		
事業年度	各基準年度の所得金額 (別表「1」等) (マイナスの場合は0)		(1)に対する法人税の額に係る欠損金の繰戻し 還付の金額の計算の基礎となった欠損金相当額	各基準年度の月数
	1		2	3
基準年度	: :	円	円	月
	: :			
	: :			
	: :			
	: :			
計				
基準年度の平均所得金額 (((1の計)-(2の計)) / (3の計)) × 12			4	円
調整計算が「要」である場合	(1の計)-(2の計) ((3の計) > 36の場合には、 (((1の計)-(2の計)) / (3の計)) × 36の金額)		5	
	合併等調整額		6	
	加算対象連結所得金額		7	
	計 (5) + (6) + (7)		8	
平均所得金額 (8) / 3		9		
適用除外事業者の判定 ((4) 又は (9) > 15億円は該当)			10	該当 ・ 非該当

- (1) 設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、8ページの②～⑤等の事由に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うこととなりますので御注意ください。
- (2) 8ページの②～④の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の4第18項第()号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号）」欄に該当する号(8ページの②～④の【 】の号をいい、複数の号に該当する場合は全て)を記載し、令和2年6月改正前の措置法令(以下「令和2年旧措置法令」といいます。)第27条の4第22項第4号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》(8ページの⑤)に該当しない場合には、「又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号」を二重線で消します。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額(「5」から「9」までの各欄)により適用除外事業者の判定を行うこととなりますので御注意ください。
- (3) 「合併等調整額6」には、措置法令第27条の4第19項第3号から第5号まで《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する合併等調整額を記載します。
- (4) 「加算対象連結所得金額7」には、令和2年旧措置法令第27条の4第23項第4号ロに掲げる金額(「6」欄の金額の計算の基礎とされた金額を除きます。)を記載します。